

特定計量器販売事業者の皆様へ (特定計量器販売事業届出書及び手引き)

奈良県工業振興センター 計量検定室

所在地:奈良市柏木町129-1

電話:0742-30-4705

1 特定計量器の販売事業

計量器は様々な経済活動の場においてその適正さ、公正さを確保する役割を果たすだけでなく、人々の健康・安全を測るものとして使用されるなど、広く生活の安定のためにかかわっています。

こうした大切な役割を確実に果たせるよう、一定の計量器については「特定計量器」として、計量法にもとづいた規制がかけられています。

そこで特定計量器の中でも非自動はかり^{※1}(家庭用計量器^{※2}を除く)及び分銅、おもりについての販売を行う場合は都道府県への届出が必要となっています。

なお、計量法が平成5年11月に改正され特定計量器の販売事業は登録制から届出制になりました。

また、ガラス製体温計、抵抗体温計及びアネロイド型血圧計については平成9年4月1日から届出の必要はなくなりました。

※1 「非自動はかり」とは

質量計(はかり)のうち計量物を静止し

た状態で計量するもの。

※2 「家庭用計量器」とは

(1) 一般用体重計(ヘルスメーター)

(2) 乳児用体重計(ベビースケール)

(3) 調理用はかり(キッチンスケール)



表示マーク

2 販売事業者の遵守事項

販売事業者には、次の遵守事項が定められています。

(1) 販売の届出を行った計量器の性能や使用の方法、その計量器に関する法の規制、その他適正に計量が実施されるために必要な知識の習得に努めること。

(2) 販売の届出を行った計量器を購入するものに対し、適正な計量の実施のために必要な事項(どのように使用すればよいか等)を説明しなければならない。

3 非自動はかり及び分銅、おもりに係る計量法の規制

(1) 検定制度

検定とは製造・修理された計量器の構造が計量法の基準に適合しているか、計量値の誤差が許容範囲内であるかどうかを都道府県等が検査する制度です。検定に合格した計量器には下記の「検定証印」が付されます。

また、計量器を製造したメーカーの品質管理能力がすぐれている場合には、メーカーが行う自主検査に合格すれば都道府県等が行う検定は免除され、検定証印の代わりに下記の「基準適合証印」が付されます。



検定証印



基準適合証印

これらの「検定証印」又は「基準適合証印」のいずれかが付された計量器でないと取引や証明に使用することはできません。(一部の特殊な計量器を除く)

(2) 定期検査制度

使用している計量器は注意深く使用していても自然にその精度が落ちてしまいます。

そこで取引や証明に使用するはかりや分銅、おもりについては2年に1回都道府県等が行う定期検査を必ず受検しなければなりません。

定期検査は使用する計量器の種類及び地域によって検査を行う時期・場所が定められていますので詳しくは県計量検定室までお問い合わせください。

4 販売事業者の修理行為

販売事業者は計量器の軽微な修理を行うことができます。なお、軽微な修理以外の修理は修理事業の届出を行った事業者でないと行えません。

【軽微な修理】

1 非自動はかりに係る次の修理

(1) 水平調整ネジ、目盛覆い、調整脚又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取り替え。

(2) 台はかりに係る台環又は支え鉄の補修又は取り替え。

2 電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取り替え。

3 外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取り替え。

5 届出の手続

(1) 特定計量器の販売をしようとするとき

非自動はかり及び分銅、おもりの販売を行おうとする方は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事に「特定計量器販売事業届出書」(様式 1)を提出してください。(正本 1 通、副本 1 通)

【書類の作り方】

1 届出者の住所、氏名

- (1) 個人の場合…住民票の住所と氏名を記入し押印してください。
- (2) 法人の場合…登記してある本社(本店、本部等)の住所と会社名等の商号及び代表者の氏名を記入し、押印してください。

2 事業の区分の略称

「質量計」と記入してください。

3 営業所の名称及び所在地

特定計量器の販売を行う営業所、支店、出張所等の名称、所在地、電話番号を記入ください。なお、営業所等が多数の場合は別紙に記載してください。

4 添付書類

- (1) 個人の場合…住民票
法人の場合…登記簿謄本
- (2) 最寄りの交通機関から店舗までの略図

(2) 届出書の内容に変更があったとき

「特定計量器販売事業届出書」の記載事項に変更が生じた場合は、「届出書記載事項変更届」(様式 2)を提出してください。

【変更届が必要な事項】

- 1 届出者の住所、氏名(名称)、代表者が変更したとき。
- 2 販売事業を行う店舗の住所、名称が変更したとき。

【書類の作り方】

1 届出者の住所、氏名

届出者の住所、氏名(名称)、代表者が変更となった場合は、変更後のものを記載してください。

2 変更のあった事項

変更前と変更後の住所、氏名等を併記してください。

(例)代表者の変更 変更前 ○○○○ → 変更後 △△△△

3 変更の事由

- (例)○年○月○日事業を相続したため
○年○月○日代表者が変更したため

上記(例)のように変更の事由がわかるように記載してください。

4 添付書類

- (1)届出者の住所、氏名(名称)、代表者の変更

個人の場合…住民票

法人の場合…変更の事実を証する書類

- (2)事業の譲渡があったとき

事業譲渡証明書(様式3)

個人の場合…住民票

法人の場合…変更の事実を証する書類

- (3)事業の承継があったとき

- (イ)法定相続人が1名の場合…相続証明書(様式4)

相続人の戸籍謄本

- (ロ)法定相続人が2名以上の場合…事業承継同意証明書(様式5)

事業承継同意証明書で選定された者の戸籍謄本

- (3)販売事業を廃止したとき

販売の事業を廃止したときは「事業廃止届」(様式6)を提出してください。

【書類の作り方】

1 届出をした年月日

平成5年11月1日以前(改正前の計量法)に販売事業の登録を行った事業者についての届出の年月日は平成5年11月1日とします。

6 質量計の基礎知識

(1) 質量計の定義

計量法において計量器とは「計量をするための器具、機械又は装置」と定義されています。従って、質量計とは質量を計る器具、機械又は装置ということになり、一般的には「はかり」、「分銅」、「おもり」をいいます。

また、質量計のうち計量法の規制対象となるものを「特定計量器」として下記のとおり定めています。

【特定計量器】

- 1 非自動はかりのうち、次に掲げるもの。
 - (1) 目量が10 mg以上であって、目盛標識が100以上のもの。((2)を除く)
 - (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量が10 mg以上のもの。
- 2 表す質量が10 mg以上の分銅。
- 3 定量おもり及び定量増おもり。

(2) 質量計の分類

質量計(非自動はかり)の分類、種類については、以下のようになります。

- 1 電気式はかり(検出部が電気式の非自動はかり)
電気抵抗線式はかり、光電式はかり、誘電式はかり、電磁式はかり 等
- 2 機械式はかり(電気式はかり以外の非自動はかり)
手動天びん、棒はかり、皿手動はかり、台手動はかり、懸垂手動はかり
ばね式指示はかり、手動指示併用はかり 等
- 3 分銅等
分銅、定量おもり、定量増おもり

(3) 精度等級

非自動はかりには、目量や感量及び目量の数によって下記の精度等級があります。ただし、平成12年8月に表記方法が改正されています。改正前の質量計を使用することに問題はありません。

【改正後】

精度等級	目量等	目 量 の 数
1 級	0.01 g 以上	50,000以上
2 級	0.01 g 以上 0.05 g 以下	100以上 100,000以下
	0.1 g 以上	5,000以上 100,000以下
3 級	0.1 g 以上 2 g 以下	100以上 10,000以下
	5 g 以上	500以上 10,000以下
4 級	5 g 以上	500以上 1,000以下

【改正前】

精度等級	目量等	目 量 の 数
H級	0.01 g 以上 0.05 g 以下	2,001以上
	0.1 g 以上	10,001以上
M級	0.01 g 以上 0.05 g 以下	100以上 2,000以下
	0.1 g 以上 0.5 g 以下	100以上 2,000以下
	1 g 以上	1,001以上 20,000以下
	1 g 以上	100以上 1,000以下
O級	1 g 以上	100以上 1,000以下

(4) 最小測定量

はかりは余り少ない量のものを計ると精度的に問題があります。

従って、はかりにはその最小測定量が設けられ表示することが義務づけられています。

非自動はかりの最小測定量は、1級のはかりは目量等の100倍以上、2級のもので目量が0.1 g 以上のはかりは目量等の50倍以上、2級のもので目量が0.1 g 未満及び3級のはかりは目量等の20倍以上、4級のはかりは目量等の10倍以上です。

なお、最小測定量についても平成12年8月に改正されており、改正前のはかりには使用範囲として表記されています。

(5) 非自動はかりの表記事項

非自動はかりには下記の事項が見やすい箇所に表記されていなければなりません。ただし、規則改正前のはかりには下記の事項の一部が表記されていない場合があります。

- 1 ひょう量
- 2 最小測定量
- 3 精度等級
- 4 目量又は感量
- 5 使用温度範囲を有するものは、使用温度範囲
- 6 電源が必要なものは、定格電圧
- 7 定量増おもりを使用するものは定量増おもりの質量と掛量との比の分数
- 8 風袋引き機構を有するものは、最大風袋引き量及び機構の方式
- 9 補助表示機構を有するものは、補助表示機構の目量
- 10 拡張表示機構を有するものは、拡張表示機構の目量

(6) 質量計の用語

非自動はかり…物体の質量をその物体に作用する重力を利用して計るはかりであって、計量値を得るまでの過程において、静止状態で計量を行うもの。

自動はかり…全く自動的(動的状態)に計量できるもの。ホップースケール、コンベアースケール等。

ひょう量…そのはかりで計り得る最大の計量値。

計 量 値…計量器の表示する物象の状態の量の値。

目盛標識…計量値又はそれに関連する値を表示するための数字又は点線その他の記号。

アナログ指示機構…計量値を連続的に示す目盛標識の集合。

デジタル指示機構…計量値を一定間隔で断続的に表示する目盛標識の集合。(最下位の桁の値を連続的に表示する場合を含む。)

こうかん…さお、目盛さお、及びてこ。

目 幅…アナログ指示機構の二つの隣接する目盛標識の中心間の長さ。

目盛間隔…アナログ指示機構の二つの隣接する目盛標識の間の長さ。

手動はかり…被計量物の載せおろし、はかりの釣り合いも人手を用いて行うもの。

指示はかり…被計量物の載せおろしは人手を用いて行うが、はかりの釣り合いは人手以外の力で行うもの。

感 量…微小の質量を負荷したときに、負荷した質量を感じる量。

零 目 盛…質量を負荷していないときの釣り合い点。

釣り合いが安定…アナログ指示機構が静止点を中心として左右に同じ振幅だけ振動する状態。

重 心 玉…感量を調整するため、こうかんの重心を上下に動かす装置。

零表示固定機構…質量を負荷していないときの状態で、表示値が安定しないときにその表示値を零にする機構。

零トラッキング機構…質量を負荷していないときの状態で、発生した計量信号の一定範囲の変化に対して零の表示を維持するための装置。

風袋引き機構…正味量を計量するために風袋の質量を計量値から減じる機構。

掛 量…重点から異なる距離にある二つの支点を有する単一てこのはかり(棒はかり等)では重点から遠い距離にある支点を使用して計ることのできる最大の質量、定量増おもりでは表記された量(真実の量ではない)をいう。このおもりに表記された量は使用したときその増しおもり。

分 銅…はかりに釣り合いを得させるためのおもりで、実際の質量が表記してあるもの。

増しおもり…台はかり、はかり等の目盛さおや、さおの力点に懸垂して、はかりの釣り合いを得させたもので、実際の質量が表記された質量と等しくないもの。

公 差…法律で許容する器差範囲をいう。検定公差と使用公差がある。

【様式1】

特定計量器販売事業届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

名称及び
代表者の氏名

下記により、計量法第51条の特定計量器の販売の事業を行いたいので、届け
出ます。

記

1 事業の区分の略称

質 量 計

2 営業所の名称及び所在地

- (注) 1 営業所の名称及び所在地は、別紙に記載することができます。
2 住民票又は法人の場合は登記簿の謄本を添付して下さい。
3 届出者・営業所の電話番号を、各々の最下欄に記入して下さい。

【様式2】

届出書記載事項変更届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

名称及び
代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、計量法第51条第2項において準用する第42条第1項の規程により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

質 量 計

2 変更のあった事項

3 変更の事由

- (注) 1 事業の承継に係る変更については、それぞれの証明書を添付して下さい。
2 第2項及び第3項の事項は、別紙に記載することができます。
3 届出者の電話番号を最下欄に記入して下さい。

【様式 3】

事業譲渡証明書

年 月 日

奈良県知事 殿

譲渡者 住 所

氏 名

印

名称及び
代表者の氏名

譲受者 住 所

氏 名

印

名称及び
代表者の氏名

上記の者の間で下記の販売の事業の全部が
されたことを証明します。

年 月 日に譲渡

記

1 事業の区分の略称

質 量 計

2 届出をした年月日

3 届出をした者の氏名又は名称及び住所

4 工場及び事業所等の所在地

【様式 4】

相 続 証 明 書

住 所

氏 名

名称及び
代表者の氏名

上記の者は、
に承継したことを証明します。

の相続人であり、その販売の事業を

年 月 日

年 月 日

証 明 者

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

(注) 1 証明者は、2人以上とし、全員が署名、押印して下さい。

【様式 5】

事業承継同意証明書

住 所

氏 名

名称及び
代表者の氏名

上記の者は、
の相続人であり、かつ、相続人全員の同意により販売の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年 月 日

相 続 人

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

(注) 1 相続人は、被証明者を除き、全員が署名、押印して下さい。

【様式 6】

事業廃止届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

名称及び
代表者の氏名

下記の販売の事業は 年 月 日に廃止したので計量法第51条
第2項において準用する第45条第1項の規程により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

質 量 計

2 届出をした年月日

3 事業所の名称及び所在地

(注) 1 第3項の事項は、別紙に記載することができます。